

**改正**

平成23年4月26日告示第63号

平成26年6月26日告示第104号

平成28年7月27日告示第113号

伊豆の国市狭あい道路拡幅整備に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、市民の理解と協力の下に狭あい道路の拡幅整備を推進するために必要な事項を定め、もって良好な居住環境の確保と市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に規定する市町村道(以下「市道」という。)で、幅員が4メートル未満の道路及び市長が特に狭あい道路として拡幅整備をする必要があると認める道路をいう。
- (2) 道路の後退線 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定によりみなされる幅員4メートルの道路の境界線をいう。
- (3) 道路後退用地 狭あい道路に接する敷地の一部で、当該敷地と狭あい道路との境界線と、道路の後退線との間にある土地をいう。
- (4) 拡幅整備事業 道路後退用地を測量、分筆等により明らかにし、当該用地内にある支障物件等を除去するとともに、当該用地を整地する事業をいう。
- (5) 建築主 建築基準法第2条第1項第16号に規定する建築主で、狭あい道路に接する敷地に建築物を建築しようとする者をいう。

(建築主等の責務)

**第3条** 建築主並びに道路後退用地の所有権及びその土地に関する権利(地上権及び賃借権をいう。)を有する者(以下「建築主等」という。)は、狭あい道路の拡幅の必要性を理解し、道路後退用地を一般の通行の用に供するよう努めるものとする。

(助成金の交付)

**第4条** 市長は、拡幅整備事業を実施し、道路後退用地を市に寄附する者に対し、予算の範囲内に

において助成金を交付するものとする。

(助成金交付対象項目)

**第5条** 拡幅整備事業における助成金の交付の対象となるものは次のとおりとする。

- (1) 申請資料等の作成費
- (2) 道路後退用地における測量調査費
- (3) 次のアからオまでに掲げる工事費
  - ア 道路後退用地内にある支障物件の撤去等にかかる工事費
  - イ 道路後退用地内にある支障物件の移設（当該物件を撤去し、当該用地に隣接する土地に移設することをいう。以下同じ。）にかかる工事費
  - ウ 道路後退用地内にある支障物件の代替として塀等の新設にかかる工事費
  - エ 道路後退用地内にある埋設管等の敷設替えにかかる工事費
  - オ 道路後退用地内の整地にかかる工事費

(助成する額)

**第6条** 助成する額は、別表のとおりとする。ただし、助成金の合計額（擁壁の除却及び設置にかかる費用を除く。）は、1敷地あたり100万円を上限とする。

- 2 支障物件の代替として塀等を新設する場合は、撤去前の支障物件と同程度のものを設置する費用について助成することとし、超過分にあつては助成の対象とはしない。
- 3 第1項に規定する助成金の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

(事前協議)

**第7条** 助成金の交付を申請しようとする者は、様式第1号による狭あい道路拡幅整備事業に関する協議申出書（以下「協議申出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に協議しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地登記事項証明書の写し
- (4) 対象となる支障物件の写真

2 前項の場合において、建築主が助成金の交付を申請しようとする場合にあつては、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする日の30日前までに協議を行わなければならない。

- (1) 建築基準法第6条第1項（建築基準法第88条において準用する場合を含む。）の規定による確認申請

(2) 建築基準法第6条の2第1項(建築基準法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認を受けるための書類の提出

3 前2項の規定に基づき協議を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 建築計画(建築主の場合に限る。)
- (2) 拡幅整備事業の実施計画
- (3) 支障物件の現況確認
- (4) 道路後退用地の寄附申込みの意思確認
- (5) 境界確定の有無
- (6) その他市長が必要があると認める事項

4 市長は、第1項の規定に基づく協議結果に関し、書面により通知するものとする。

(交付の申請)

**第8条** 助成金の交付を受けようとする者は、様式第2号による狭あい道路拡幅整備事業費助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 現況配置図(縮尺250分の1の図面。道路の後退線を記載したもの)
- (2) 計画配置図(縮尺250分の1の図面。道路の後退線を記載したもの)
- (3) 様式第3号による当初申請数量計算書
- (4) 公図の写し
- (5) 境界実測図
- (6) 境界確定通知書の写し(境界が確定している場合に限る。)
- (7) 拡幅整備を行う前の現況写真
- (8) 支障物件として移設又は代替として設置する構造物の立面図及び断面図
- (9) 測量調査費見積書(道路後退用地の境界確定及び分筆登記に要する経費に限る。)
- (10) その他市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

**第9条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、建築基準法及び予算等に照らしてその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、その決定の内容に条件を付した場合は、その旨を書面により通知しなければならない。

(交付決定の条件)

**第10条** 市長は、助成金の交付の決定の際、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 道路後退用地を市に寄附すること。
- (2) 拡幅整備事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならないこと。
- (3) 助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 拡幅整備事業による撤去に伴い再取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(官民境界の確定等)

**第11条** 助成金の交付決定を受けた者が、道路後退用地を測量し、境界確定の協議（以下「官民境界協議」という。）により確定した境界と道路後退線との間の道路後退用地を分筆した場合、当該交付決定を受けた者は、市が別に定める境界プレート等を設置しなければならない。

- 2 前項の場合において、官民境界協議により道路中心線が確定したときは、交付決定を受けた者は、市長と協議の上、市が別に定める道路中心鋸を設置しなければならない。

(申請の取下げ)

**第12条** 助成金の交付申請者は、第9条第2項の規定による通知を受領した場合において、交付決定の内容又は付された条件に不服があるとき、建築主等の事情により拡幅整備事業の遂行が困難となった場合は、様式第4号による助成金交付申請取下げ届を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事業内容の変更等の承認)

**第13条** 助成金の交付決定を受けた者（以下「決定通知を受けた者」という。）が、拡幅整備事業の内容を変更しようとする場合で、次のいずれかの事由に該当するとき、様式第5号による狭あい道路拡幅整備事業変更承認申請書に変更内容を確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 事業量の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
- (3) 事業費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。
- (4) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、書面により、当該申請者に通知するものとする。

(事業実績報告)

**第14条** 決定通知を受けた者は、拡幅整備事業が完了したときは、様式第6号による狭あい道路拡幅整備事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 出来形配置図(計画配置図に実測を記載したもの)
- (2) 様式第3号による出来型数量計算書
- (3) 支障物件として移設又は代替として設置された構造物の立面図及び断面図
- (4) 完了写真(道路の後退状況がわかるもの)
- (5) 領収書の写し
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3に規定する産業廃棄物管理票の写し

(交付額の確定等)

**第15条** 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合はその内容を審査し、現地調査を行い、その報告に係る拡幅整備事業の成果が決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、決定通知を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、拡幅整備事業の成果を検査した結果、不適合と認めるときは、決定通知を受けた者に対し、必要な改善指導をするものとする。

(助成金の請求)

**第16条** 確定通知を受けた者が、助成金の請求をしようとするときは、様式第7号による請求書を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

**第17条** 市長は、助成金の交付決定を受けた者に不正があったとき、又は市長が不相当と認めるときは、交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(適用除外)

**第18条** この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為(自己の居住用のための開発行為を除く。)を行う場合
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき土地区画整理事業を施行する場合
- (3) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき宅地造成工事を施行する場合

- (4) 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を伴う場合
- (5) 国及び地方公共団体等が施行する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がこの要綱を適用することが適当でないとした場合  
(補則)

**第19条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行し、平成22年度から平成25年度までの分の補助金に適用する。

**附 則** (平成23年4月26日告示第63号)

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成26年6月26日告示第104号)

この告示は、公示の日から施行し、平成26年度から平成30年度までの補助金に適用する。

**別表** (第6条関係)

- 1 申請資料等の作成費 1敷地あたり30,000円
- 2 測量調査費 寄付する道路後退用地にかかる境界確定及び分筆登記に要した経費であって、次の表に定める額。

区分	面積	助成する額
市街化区域	0.1 m <sup>2</sup> 以上 2.35 m <sup>2</sup> 未満	225,000 円
	2.35 m <sup>2</sup> 以上 2.97 m <sup>2</sup> 未満	285,000 円
	2.97 m <sup>2</sup> 以上 3.60 m <sup>2</sup> 未満	345,000 円
	3.60 m <sup>2</sup> 以上 4.22 m <sup>2</sup> 未満	405,000 円
	4.22 m <sup>2</sup> 以上 4.85 m <sup>2</sup> 未満	465,000 円
	4.85 m <sup>2</sup> 以上	501,000 円
市街化調整区域	0.1 m <sup>2</sup> 以上 3.76 m <sup>2</sup> 未満	225,000 円
	3.76 m <sup>2</sup> 以上 4.76 m <sup>2</sup> 未満	285,000 円
	4.76 m <sup>2</sup> 以上 5.76 m <sup>2</sup> 未満	345,000 円
	5.76 m <sup>2</sup> 以上 6.76 m <sup>2</sup> 未満	405,000 円
	6.76 m <sup>2</sup> 以上 7.76 m <sup>2</sup> 未満	465,000 円
	7.76 m <sup>2</sup> 以上	501,000 円

3 工事費

区分	対象経費	助成額
支障	ブロック塀等 (ブロック2段積)	1 mあたり3,400円

物件 撤去 等工 事	み以下、かつ、高さ60cm未満の 塀を除く。)を除却したとき	
	フェンス、塀（ブロック塀等を 除く。）、門扉等を除却したと き	1 mあたり2,200円
	樹木を除却したとき	高木 1 本あたり6,000円 中木 1 本あたり2,000円 低木 1 本あたり700円
	コンクリート構造物を除却した とき	無筋コンクリート 1 m <sup>3</sup> あたり15,000円 有筋コンクリート 1 m <sup>3</sup> あたり22,000円
塀等 移設 工事	安全なフェンス、塀、門扉等を 道路後退用地に隣接する土地に 移設したとき	1 mあたり10,000円
	樹木を移設したとき	高木 1 本あたり12,200円 中木 1 本あたり3,800円 低木 1 本あたり700円
代替 施設 設置 工事	支障物件の代替として安全なフ ェンス、塀、門扉等を道路後退 合)	1 mあたり18,000円（道路面からの高さが1.2m以上の場 合）
	用地に隣接する土地に設置した とき	1 mあたり9,000円（道路面からの高さが0.6m以上1.2m 未満の場合）
	支障物件の代替として安全なブ ロック塀を道路後退用地に隣接 合)	1 mあたり17,000円（道路面からの高さが1.2m以上の場 合）
	する土地に設置したとき	1 mあたり8,500円（道路面からの高さが0.6m以上1.2m 未満の場合）
	支障物件の代替として安全な化 粧ブロック塀を道路後退用地に 合)	1 mあたり26,000円（道路面からの高さが1.2m以上の場 合）
隣接する土地に設置したとき	1 mあたり13,000円（道路面からの高さが0.6m以上1.2 m未満の場合）	
	支障物件の代替として樹木を設	高木 1 本あたり13,000円

	置したとき	中木 1 本あたり 3,900円 低木 1 本あたり 1,300円
	支障物件の代替として擁壁を設置したとき	1 mあたり 56,000円 (擁壁の高さが1.5m以上の場合) 1 mあたり 30,000円 (擁壁の高さが0.5m以上1.5m未満の場合)
埋設管等敷設工事	水道メーター等に移設したとき	1 箇所あたり 18,000円
	水道管に移設したとき	1 mあたり 1,100円
	ガス管に移設したとき	1 mあたり 2,200円
	下水管に移設したとき	1 mあたり 2,300円
	雨水ます等に移設又は撤去処分したとき	1 箇所あたり 8,800円
	土間コンクリート (t = 10cm) を打設したとき	コンクリート 1 m <sup>2</sup> あたり 2,400円
道路後退用地内を整地したとき		整地面積 1 m <sup>2</sup> あたり 400円

備考 1 ブロック塀とは、ブロック塀、石塀、レンガ塀その他これらに類する塀をいう。

2 樹木は、道路境界から50センチメートル以内に植えられ、かつ、塀の代替としての機能を有するものに限ることとし、高木は高さ2.5メートル以上、中木は高さ1メートル以上2.5メートル未満、低木は高さ1メートル未満のものをいう。

3 擁壁とは、狭あい道路と敷地との平均高低差が50センチメートル以上あるもので、土圧を受けるコンクリート造等の構造物をいう。

4 安全なブロック塀 (安全な化粧ブロック塀を含む。) とは「新しいブロック塀の造り方 (平成8年2月静岡県作成)」により造られるブロック塀のことをいい、安全なフェンス及び門扉等とは、金属製フェンスその他これと同等の耐震性能を有するものをいう。

5 整地とは、道路後退用地内を再生砕石等により当該用地の地盤面の高さに合わせることをいう。

6 化粧ブロック塀とは、建築用コンクリートブロック (軽量ブロック) 以外のブロック塀で構築されたブロック塀をいう。

7 塀等移設工事及び代替施設設置工事 (擁壁の新たな設置を除く。) にかかる費用の助成額の合計額は、道路後退用地の面積1平方メートルあたり7万円を上限とする。



8 擁壁の除却及び設置にかかる費用の合計額は、1敷地あたり100万円を上限とする。

様式第1号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

様式第2号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

様式第3号（第8条第3号関係）（第15条第2号）（用紙 日本産業規格A4横型）

様式第4号（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

様式第5号（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

様式第6号（第14条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

様式第7号（第16条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）